

**自転車事故の高額賠償が増えています！**

**【事例1】賠償額9,521万円。**

男子小学生（11歳）が自転車走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の損傷を負い、意識不明となった（神戸地裁、平成25年7月4日）

**【事例2】賠償額9,266万円。**

男子高校生が車道を斜めに横断し、自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突した。男性会社員に重大な障害が残った（東京地裁、平成20年6月5日）。



事例からも分かるように、自転車の運転者に1億円近い賠償金の支払いが生じることもあります。損害賠償責任保険等への加入をお勧めします。

**自転車は正しい乗り方で！**

道路交通法の改正に伴い、自転車の運転者にも厳しい罰則が課せられるようになりました。

次のような行為はやめましょう！

- ①スマホ等の操作や通話
- ②イヤホンやヘッドホンの使用
- ③傘差し運転等の片手運転
- ④二人乗り、並進、ジグザグ運転等
- ⑤スピードの出し過ぎや道路の斜め横断等

また、①ヘルメットの着用（あごひもをしっかり締める）  
②歩道や路側帯、車の側を通るときは徐行運転をする

③一時停止場所等で停止する場合、片足をきちんと着く等も守りましょう。



**『PTA24保険』への加入を！**

岐阜県PTA連合会では、子どもたちが日常生活を安心して過ごせるよう、『PTA24保険』を推奨しています。

自転車事故等に関する賠償責任補償も、下記のように充実しています。

タイプ	最高補償額	年間保険料
D	3億円	9,000円
B	2億円	7,000円
C	1億円	5,000円

平成28年度中、自転車による事故によって保険金が支払われた事例（一部）

- ①停車中の車の横を通る際、接触し、ドアミラーを破損させた。
- ②T字路を右折した際、直進車とぶつかりボンネットを凹ませてしまった。
- ③マンションから出て来た人にぶつかり、ケガをさせた。
- ④バスを待っていた人のリュックに引っ掛け、ケガを負わせた。
- ⑤自転車同士の衝突により、相手が転倒し頭を打撲したうねケガを負った。
- ⑥友人の自転車を借りて走行中、フェンスに激突し破損させた。

いつ起こってもおかしくない事故ばかりです。

年間保険料も格安となっていますので、『PTA24保険』

への加入については是非ご検討ください。（詳細については、取扱代理店である（株）ワイズ ☎058-248-0033 へお問い合わせください）



**見舞金給付会からのお願い**

①PTA活動後には、ケガや事故が無かったか、必ず確認をしてから解散するようにしてください。また、さまざまな機会を利用して、会員に向け、見舞金給付制度の周知を図ってください。

②本年度も夏休み前に、県内全ての小中学校の教頭先生とPTA会長にアンケートをさせていただきます。（1）PTA活動中にケガや事故は無かったか （2）見舞金給付や賠償責任保険についての周知度 についての簡単なアンケートです。実施の際には、ご協力の程、宜しく願いいたします。

**平成29年度から変わります**

- ①定期大会要項（6月配布）に、見舞金給付会紹介ページが加わります。
- ②災害報告や給付申請手続きをより分かり易くしました。
- ③賠償責任保険の「対物最高補償額」をアップしました。（H28年7月改正済）

今号は「自転車事故」に関する特集を組みました。『給付会便り』に掲載して欲しい内容やご意見等をお寄せください。お待ちしております。